

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

◇告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(〃)

鳥取県保健医療計画の変更(医務課)

土地改良事業の認可(三件)(農村整備課)

保安林の指定予定(二件)(森林保全課)

土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

◇選管告示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇教委規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(指導課)

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(同和教育課)

◇教委訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(総務課)

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(〃)

告 示

鳥取県告示第二百八十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
医療法人大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一	平成五年三月一日
永井整形外科医院	米子市上後藤一丁目八一二六	"
真誠会医院	米子市河崎五八〇	"
伊藤歯科医院鳥取院	鳥取市栄町四〇一	"
伊藤歯科医院智頭院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇八一三	"

鳥取県告示第二百九十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 井 美 樹	鳥国薬第八三四号	平成五年二月二十五日
恩 田 寿美子	鳥国薬第八三五号	平成五年三月四日
平 塚 まゆみ	鳥国薬第八三七号	平成五年三月八日

鳥取県告示第二百九十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第八項の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同条第十一項の規定により告示する。
（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県衛生環境部医務課及び県内各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、八頭郡八束町大字皆原八一番地加藤正男ほか十二人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業皆原地区区画整理）を平成五年三月十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区暗きょ排水）を平成五年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（津ノ井）地区暗きよ排水）を平成五年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字神垣字カシ谷二〇八、字峠二四〇、字上峠二四四、二四四の一、二四七の一、字藪ノ内二四六、二四六の一から二四六の三まで、二四七、二四八、二四九の一、二四九の二、字反田二五〇の一、二五一、二五二、二五三の一から二五三の三まで、二五四、二五四の二、二五五、二五五の一、字後谷二五六から二五八まで、二五八の一、二五

九の一、字山ノ神ノ下二六〇の一から二六〇の三まで、二六一、二六一の一、二六二、二六三の一、二六四から二六六まで、二六六の一、二六七、二六七の一、字堤ノ下二六九、二七〇の一、二七〇の二、二七〇の四、二七一、二七一の一、二七二、二七二の一、二七三、二七四、二七六、二七七の一、二七七の二、二七九、二七九の一、二八〇、二八一、二八一の一、二八二、二八三の一、二八三の二、二八四から二八六まで、二八六の一から二八六の三まで、字下大平山五六〇、字畑山五六二の三、五六五の二、五六六の三、大字高岡字高山岳九〇八、字一ツ谷九〇九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 関伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字向ヒ平一三九三、字大谷一三九五、一三九六、一三九八の一三から一三九八の一五まで、一三九九から一四〇五まで、字穴鴨平ラ一四〇六、一四〇七、一四〇九から一四一三まで、一四一五から一四二〇まで、一四二二、一四二四から一四二八まで、一四三〇から一四三五まで、一四三七、一四三九から一四四二まで、字穴鴨谷六二四から六三五まで、六三七、六三八、六四一から六五四まで、六五七から六六〇まで、六六二から六六五まで、六六七から六七九まで、六八三、六八四、七一、字大谷口七一七から七一九まで、七二三、七三九、七四〇、字大谷奥七四二から七五一まで、七五一第一、七五一第二、七五二、七五二内第一、七五三から七五五まで、七五七、七五九から七六四まで、七六五の一、七六五の二、七六六から七八四まで、七八六、七八七、七九〇から七九九まで、字大平八一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字美用字朽谷一八四八の一三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町根雨字妻ノ神谷四四の一、四七、四八、字宮ノ谷二六七、二六八、字要害二七五の二、字八幡宮下モノ谷四八九の一、四八九の二、四九一、四九二、下榎字宮塔ヒナ平九六三の三、九六五の一、溝口町福島字入道谷ノ一 三二七、三二八、字入道谷ノ三 三二五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めぬ森林の所在場所

字要害二七五の二(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市本場的場土地区画整理組合の設立の認可をしたので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市本場的場土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月二十六日から平成九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市本場的場字上ハブ丁、字大隈及び字寺後口の各全部並びに同市市場字六反長、字小樋詰、字下ハブ丁、字前田、字中野、字寺廻り及び字檜橋並びに同市叶字樋詰メ及び字四反田の各一部

四 事務所の所在地

鳥取市青葉町三丁目一〇三 株式会社不動産業内

五 設立認可の年月日

平成五年三月二十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画道路事業 三・三・二号逢東下伊勢線

三 事業施行期間

事業施行期間を平成七年三月三十一日まで延長する。

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
朝倉彰則後援会	佐々木昭義	朝倉 繁知	倉吉市志津二二七	平成五年二月十五日	その他
瀬尾まなぶ後援会	日野 昇一	六井 高範	東伯郡関金町大字 泰久寺一六九	平成五年二月十九日	政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成五年三月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	米子市上後藤 五〇七―三三	米子市上後藤 二〇二―一	平成五年四月四日	政党の支部
自由民主党郡家町支部	会計責任者の氏名	田淵寿美雄	小林 悫	〃	〃
自由民主党鳥取県電気通信職域支部	〃	出井 健蔵	南波 熊夫	〃	〃
自由民主党倉吉市上灘支部	主たる事務所の所在地	倉吉市米田町 八三〇	倉吉市上灘町 八四―一	平成五年二月十日	〃
〃	代表者の氏名	福井 良人	小西 鹿之	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	中瀬 富夫	宮脇 文子	〃	〃
自由民主党鳥取県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	米子市万能町 六一二	米子市目久美町 二二三	平成五年二月十九日	〃
〃	代表者の氏名	原 邦雄	井原 清	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	山口眞佐夷	窪田 眞昭	〃	〃

自由民主党鳥取県自動車販売支部	主たる事務所所在地	鳥取市丸山町二四六一	鳥取市丸山町二二三一五	平成五年二月二十	六日	その他
あかるい民主主義をつくる会	主たる事務所所在地	鳥取市湖山町北六丁目五二九	鳥取市瓦町一六七	平成五年二月一日	〃	その他
徳本幸男後援会	代表者の氏名	徳本 秀雄	木下 金治	平成五年二月二日	〃	〃
梅原正顕後援会	主たる事務所所在地	西伯郡会見町天方一〇一八	西伯郡会見町市山八七〇	平成五年二月三日	〃	〃
〃	代表者の氏名	坂田 憲昭	岡田 昌孫	〃	〃	〃
鳥取県土地改良政治連盟	主たる事務所所在地	鳥取市八坂六八	鳥取市古海八一九	平成五年二月五日	〃	〃
〃	代表者の氏名	岡本 善徳	磯田 俊一	〃	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	前田 幸雄	中山 藤一	〃	〃	〃
芝岡要後援会	主たる事務所所在地	米子市西三柳一七七七	米子市西三柳二二五七	平成五年二月八日	〃	〃
〃	代表者の氏名	木村 進	戸田 忠彦	〃	〃	〃
藤尾信之後援会	〃	越河 繁明	山田 喜悦	平成五年二月九日	〃	〃
川田良雄後援会	〃	山本 幸雄	川田 英博	平成五年二月十日	〃	〃
河村久雄後援会	会計責任者の氏名	庭崎 卓郎	河村 悦子	平成五年二月十二日	〃	〃
内田博長後援会	代表者の氏名	加藤 和輝	小谷 真市	平成五年四月二十	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	内田 律子	内田 丑二	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成五年三月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎政党の支部

期間 平成3年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称	自由民主党鳥取市賀露支部	小計	235,000円
報告年月日	平成5年2月2日	合計	235,000円
1 収入・支出の総額		(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額	235,000円	政治活動費	235,000円
了 前年繰越額	0円	組織活動費	235,000円
了 本年収入額	235,000円	合計	235,000円
(2) 支出総額	235,000円		
2 収入・支出の内訳		政治団体の名称	自由民主党名和町支部
(1) 収入の内訳		報告年月日	平成5年2月2日
その他の収入		1 収入・支出の総額	
白民党県連組織強化費	140,000円	(1) 収入総額	995,140円
10万円未満の収入	95,000円	了 前年繰越額	142,567円

1 本年収入額	852,573円
(2) 支出総額	705,027円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附 (内訳別掲)	
個人からの寄附	110,000円
その他の収入	
白民党県連組織強化費	710,000円
10万円未満の収入	32,573円
小 計	742,573円
合 計	852,573円
〔寄附の内訳〕	
個人からの寄附	
その他	110,000円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
備品・消耗品費	9,179円
政治活動費	
組織活動費	687,848円
その他の経費	8,000円
小 計	695,848円
合 計	705,027円

◎その他の政治団体

期間	平成3年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称	徳本幸男後援会
報告年月日	平成5年2月2日
収入・支出の総額	
1 収入総額	42,020円
(1) 前年繰越額	42,020円
(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「三万円」を「三万五千元」に、「三万九千元」を「四万四千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 平成五年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一七、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局本庁の項中「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。